

# 神戸市プレミアム付宿泊等クーポン事業 利用対象宿泊事業者向け 公募要領

## 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛や旅行控えにより、観光需要は全国的に、大幅な落ち込みを見せており、コロナ禍においては近距離の旅行の需要が高まっていることから、市内観光の需要喚起および市内宿泊施設の感染防止対策の取組みを後押しすることで安全・安心な神戸観光を実現し、観光需要の回復を目指すことを目的として、市民を対象に市内の宿泊施設で利用できるプレミアム付き宿泊等クーポン(以下『クーポン』という。)発行を行います。

それに伴う、クーポンの利用ができる宿泊施設事業者(以下『事業者』という。)の公募内容について定めるものです。

## 1. 神戸市プレミアム付宿泊等クーポン事業について

### (1) 概要

- ・市民を対象に市内の宿泊施設で利用できるクーポンを発行  
(抽選により当選者を決定)
- ・クーポン申込者の落選者対象に、ダブルキャンペーンとして抽選で地場製品のプレゼント

### (2) クーポン内容

- ・対象者:神戸市民(市内居住者)
- ・クーポン利用期間:令和3年1月4日～6月30日(予定)  
(宿泊の場合は1月4日チェックインから6月30日チェックアウトまで)  
\*GW期間(4月28日～5月9日)は除く。
- ・販売額:
  - ① 曜日限定なしクーポン 額面5,000円を2,500円で販売
  - ② 平日限定クーポン 額面5,000円を2,000円で販売  
※平日:祝日・祝前日を除く月～木 宿泊の場合は金曜チェックアウトまで
- ①②の重複申込不可。
- ・クーポン利用対象:日帰り、宿泊、宿泊施設のレストラン利用が対象
- ・クーポン利用方法:宿泊施設の自社HPや電話等により直接予約し、現地で利用料金を支払う場合に利用可能であり、旅行代理店等を通じて予約した場合は利用不可。
- ・販売方法:抽選販売(1人最大8枚まで申込可能)
- ・発行予定枚数:8万枚(曜日限定なしクーポン4万枚,平日限定クーポン4万枚)  
子育て世帯優先枠を設け、子育て世帯を支援します。
- ・発行予定総額:額面4億円

## 2. 事業者の参加要件

- ① 市内にて、旅館業法第 2 条第 1 項に規定する旅館業(下宿営業を除く)を営む施設、もしくは住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項の届出に係る住宅にて、宿泊施設を有する事業者であること。ただし、以下に該当する宿泊施設は除く。
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を行う者
  - ・入札参加への停止の措置若しくは除外の措置を受けている者
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体
- ② 各種関係団体の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止ポスターの掲示や具体的な感染防止対策を行うこと。
- ③ 神戸市民向けプランを自社 HP 等で広報し、提供すること。
  - ・クーポン利用者限定のプランにする必要はありません。
  - ・事業者既存プランを拡充し、神戸市民向けプランで提供することも可能です。
- ④ 本事業のプレミアム分のうち 1 枚当たり 500 円を事業者が負担することを了承すること。(そのため、額面 5,000 円のクーポン 1 枚あたり、4,500 円で換金。)

## 3. 本事業における事業者登録申請方法

### (1) 登録募集期間

第 1 次募集:令和 2 年 10 月 26 日から令和 2 年 11 月 6 日 18 時

(市民向け抽選申込時に配布するチラシに利用可能施設一覧として掲載)

第 2 次募集:第 1 次締め切り後～令和 2 年 12 月 8 日 18 時

※なお、専用ウェブサイトにて 11 月下旬以降に事業者一覧を掲載し、随時更新予定です。

また、登録全事業者について、当選者通知に同封するチラシに掲載予定です。

### (2) 事業者登録方法

専用ウェブサイトにて入力

なお、神戸市民向けプランにおいては、予定での記載で可。12 月 8 日までに確定した内容を事務局へ提出すること。(書式不問)

### (3) 登録の審査について

登録申請後、事務局にて審査を行います。

#### (4) 審査終了後の流れ

- ① 事務局より審査結果の連絡(書類の送付)
- ② クーポン事業開始(1月4日～6月30日 4月29日～5月9日除く)

##### 換金方法等の予定

換金:月末締め翌月10日までに必要書類を事務局へ提出、利用月の翌月末までに換金額を指定口座に振込を行う。

振り込み手数料については、事務局の負担とする。

例:1月4日～1月31日利用分

2月10日までに事務局に必要書類(使用済みクーポン等)の送付

2月28日までに事務局より事業者へ換金額の振込

(具体的な日付は変更となる可能性があります。)

#### 4. クーポンの施設利用の範囲等について

##### 【クーポン利用方法について】

◆事業者独自で運営しているウェブサイトもしくは電話により直接予約し、利用料金を現地で支払う場合に利用が可能。

事前予約がなく即時利用についても、事業者が可能であれば利用可。

◆現金との交換及びお釣りの支払いはできません。

◆宿泊者一人あたり最大8枚まで利用可能。

(曜日限定なクーポンと平日限定クーポンの一人での併用はできません。)

##### 【クーポン利用対象について】

◆事務局からは、事業者へ一括換金になります。日帰りやレストラン利用について、レストラン等各施設からの換金依頼はお受けできません。

◆日帰り……事業者での施設利用料

◆宿 泊……事業者に1泊以上の宿泊をする利用料金

※日帰り・宿泊については、近隣飲食店等と連携したプランも可能。

なお、近隣飲食店等については利用日は当日限定にすること。

また、換金性の高いものを含むプランは不可。

◆宿泊施設のレストラン利用……事業者内のレストランでの飲食料金

##### 【利用対象外】

◆旅行代理店や旅行サイト等を通じて予約した場合

◆プリペイドカード等換金性の高いものを含むプラン

◆利用期間を越えて使用した場合

##### 【登録・換金について】

◆利用対象外のクーポンの換金を行うなど違反する行為が確認された場合、換金の申し出等で虚偽・不備等があった場合は、登録の取消や換金拒否をする場合があります。

◆換金に必要な書類や事業者広告等の作成にかかる費用負担は行いません。

## 5. その他

- ① 緊急事態宣言が発布された場合等、事業運営に特段の変化がおこった場合については事務局及び神戸市にて協議し、事業内容等が変更になる場合があります。
- ② 本募集要領に記載されていない事項については、事務局及び神戸市にて協議し、決定いたします。